

## 水道料金

二部料金制では、定額料金(基本料金)と従量料金(超過料金)の組み合わせにより成り立っております。

### 【基本料金】……

水道施設の維持管理費やメーター検針・料金徴収に係る経費など、水道事業の基幹的な部分をまかぬうもので、使用水量の有無にかかわらず全ての使用者に負担していただいている。

### 【基本料金の種類】

区分	説明	特徴
用途別 <b>現行</b>	家事用や業務用など、使用者の用途によって料金を設定する方法。	<ul style="list-style-type: none"><li>負担力のある用途(業務用等)を高く設定することで、生活用水には低廉な料金を設定できる。</li><li>負担力の有無が用途のみに左右されるため、設定基準が不明確である。</li><li>店舗と住居の併用など、用途形態が多様化する現状において、明確な区分が難しい。</li></ul>
口径別	水道メーターの口径の大小(13mm、20mm、25mm….)を基準にして、料金を設定する方法。	<ul style="list-style-type: none"><li>口径が大きくなるほど相応の設備投資が伴うことから、高く料金が設定され、分かりやすく公平性が確保できると言われている。</li><li>近年は口径別料金体系を採用する水道事業者が増加している。</li></ul>

【基本水量】…… 生活用水の確保と、公衆衛生の向上を図るために、通常の生活を送るために必要な水量を「基本水量」として定額で提供している。

**現行:1ヶ月10m<sup>3</sup>まで**

- 「口径別」への変更は、口径が同じであれば同じ料金となるため、相対的に家事用は上昇幅が大きく、業務用、団体用は上昇幅が小さくなります。

現行(基本料金1ヶ月)	改定後(基本料金1ヶ月)
業務用、団体用 2,200円	口径13mm 〇,〇〇〇円 (口径が同じであれば同じ料金)
家事用 1,650円	

- 「口径別」と「用途別」を併せた料金体系もありますが、複雑となります。
- 仮に、メーター使用料を今までどおり別に設定するのであれば、「口径別」の料金の差は、メーターに係る経費の差が大きいため)「口径別」としての料金差は少なくなり、「口径別」を選択する意義は小さくなると考えられます。
- 「用途別」は比較的シンプルな料金体系となっています。
- 岩内町では長年にわたり「用途別」を採用してきているため、使用者に浸透しております。

以上のことから、引き続き現行の「用途別」を継続していく方向が望ましいと考えますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。